

西宮市立児童館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号。以下「条例」という。）および同条例施行規則（昭和43年西宮市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、西宮市立児童館の管理運営に関する事務取扱いについて必要な事項を定める。

(児童厚生員の資格)

第2条 児童厚生員は原則として次の何れかに該当する者でなければならない。

- (1) 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員免許を有する者
- (5) 児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であって、児童厚生員として適任と認められる者

(児童厚生員の配置)

第3条 児童館には2人以上の児童厚生員（そのうち1人を主任児童厚生員とする。）を置くほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(利用対象)

第4条 規則第11条の規定に基づき、個人使用できる児童は、0歳児から中学校3年生までとする。ただし、小学生未満の児童は保護者と共に利用してもらうこととする。

(使用手続)

第5条 児童館を継続して使用希望する児童は、利用申込書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、中学生については備え付けの利用者記録簿（様式第2号）に記帳し、小学生未満の児童については人数を記入することに代えることができる。

2 前項の利用申込書に基づき、利用者カード（様式第3号）を作成する。

(有効期間)

第6条 前条の利用申込書及び利用者カードの有効期間は、当該年度内とする。

(利用時間帯の設定)

第7条 市長は、学校休業期間中等来館児童が多い場合、児童館の安全管理のため、時間帯を区分し、児童の年齢に応じて利用させることができる。

(備える帳簿)

第8条 児童館には日々の活動を記録する日誌（様式第4号）及び来館児童数を記録する日計表（様式第5号）を備えなければならない。

(運営委員会)

第9条 児童館の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置するものとする。

2 前項の運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(母親クラブの組織等)

第10条 児童の健全育成を図るための地域組織活動として、各児童館ごとに近隣の母親で構成する母親クラブを組織することができる。

2 市長は、児童館を前項の母親クラブの地域組織活動の場として提供するにとどまらず、その活動について助言を与えるほか指導者の養成・訓練も行うものとする。

(母親クラブの活動費の助成)

第11条 市長は、前条の母親クラブに対し、活動費の助成を行うことができる。

(臨時休館)

第12条 市長は、災害に関する警報が発令されたときはその情報を把握した時点から警報解除の時点まで臨時に休館するものとする。

付 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。